

◆このガイドは、内閣府「子ども子育て支援新制度」なるほどBOOKを、本園で抜粋編集したものです。  
認定こども園双羽幼稚園

子ども・子育て支援新制度

GUIDE  
ガイド

平成28年  
4月改訂版



内閣府・文部科学省・厚生労働省



**子ども・子育て支援新制度は、「量」と「質」の両面から子育てを社会全体で支えます。**

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の料の拡充や質の向上を進める「子ども子育て支援新制度」が、平成27年4月にスタートしました。



消費税率引き上げによる増収分を活用します



もっとも身近な市町村が中心となって進めます



企業による子育て支援も応援します **平成28年度創設**



詳しくはホームページで

すくすくジャパン 検索



SNSでも発信しています



お問い合わせ先

●内閣府 子ども・子育て本部 Tel.03-5253-2111 (代表)

## 支援の量を拡充!

必要とする全ての家庭が利用できる支援を目指します。

- 子どもの年齢や親の就労状況などに応じた多様な支援を用意。  
教育・保育や子育て支援の選択肢を増やします。(地域の実情により異なります)
- 1人目はもちろん、2人目、3人目も安心して子育てできるように、待機児童の解消に向け、教育・保育の受け皿を増やします。



## 支援の質を向上!

子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指します。

たとえば・・・

幼稚園や保育所、認定こども園などの職員配置の改善

- 子どもたちにより目が行き届くように、職員1人が担当する子どもの数を改善します。

3歳の子どもと職員の割合を、従来の20人に対して1人から、15人に対して1人にする など

幼稚園や保育所、認定こども園などの職員の処遇改善

- 職員の処遇改善を行い、職場への定着及び質の高い人材の確保を目指します。



### 新制度で増える教育・保育の場

地域の実情に応じて「認定こども園」の普及を図ります。  
また、新たに「地域型保育」ができます。

#### 小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

菊池市の場合(H30.4.1現在)  
・泗水幼稚園(公立)

幼稚園  
3~5さい



利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間に加え、園により午後や土曜日、夏休みなどの長期休業中の預かり保育などを実施。

利用できる保護者 制限なし。

菊池市の場合(H30.4.1現在)  
・菊之池保育園(公立)  
・花房保育園(公立)  
・加茂川保育園  
・砦保育園  
・清泉保育 …他15園

保育所  
0~5さい



利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

利用できる保護者 共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者。

#### 幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち地域の子育て支援も行う施設

菊池市の場合(H30.4.1現在)  
・認定こども園双羽幼稚園  
・認定こども園菊池幼稚園  
・菊池みゆきこども園

認定こども園  
0~5さい



0~2さい

利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

利用できる保護者

共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者。

3~5さい

利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間に加え、保育を必要とする場合は夕方までの保育を実施。園により延長保育も実施。

利用できる保護者 制限なし。

2つのポイント

1

3~5歳のお子さんは、保護者の働いている状況に関わりなく、教育・保育を一緒に受けます。保護者の就労状況が変わっても、通い慣れた園を継続して利用できます。

2

子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

#### 保育所(原則20人以上)より少人数の単位で0~2歳の子どもを保育する事業

菊池市の場合(H30.4.1現在)  
・なし

地域型保育  
0~2さい



利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

利用できる保護者

共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者。

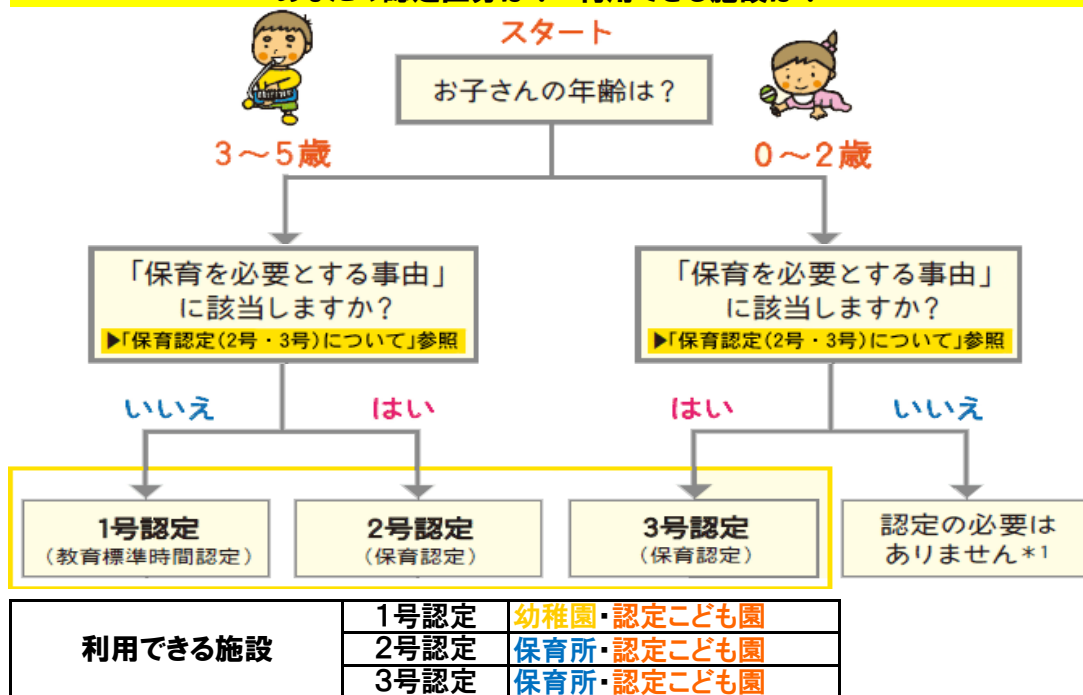
※地域型保育では、保育内容の支援や卒園後の受け皿の役割を担う連携施設(保育所、幼稚園、認定こども園)が設定されます。



## 認定について

施設などの利用を希望する場合は、お住まいの市町村から利用のための認定を受ける必要があります。

### あなたの認定区分は？ 利用できる施設は？



● 共働き家庭でも幼稚園を利用したい場合 ➡ 共働きでも幼稚園での教育を希望される場合は、1号認定を受けることになります。

### 保育認定(2号・3号認定)について

保育所や認定こども園などでの、保育を希望される場合の保育認定(2号・3号認定)に当たっては、以下の2点考慮されます。

#### ① 保育を必要とする事由

次のいずれかに該当することが必要です。

(      は新たに加えられた事由)

- 就労 (フルタイムのほか、      パートタイム、夜間、居宅内の労働など )
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動(起業準備を含む)
- 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として、市町村が認める場合

#### ① 保育の必要量

保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、次のいずれかに区分されます。

**A 「保育標準時間」認定 ➡ 最長11時間(フルタイム就労を想定した利用時間)**

**B 「保育短時間」認定 ➡ 最長8時間(パートタイム就労を想定した利用時間)**

※保育を必要とする事由が就労の場合、「保育時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、1カ月あたり48～64時間の範囲で、市町村が定めることとなります。

● 保育標準時間認定の場合、必ず11時間利用できるの？ ➡ 利用できる時間は、休憩時間や通勤時間も考慮し、保護者の就労状況に応じて必要な範囲となります。(最長11時間)



## 保育料について

# 認定区分や保護者の所得に応じて、保育料が決まります。

保育料は国が定める上限額の範囲内で、それぞれ市町村が定めます。

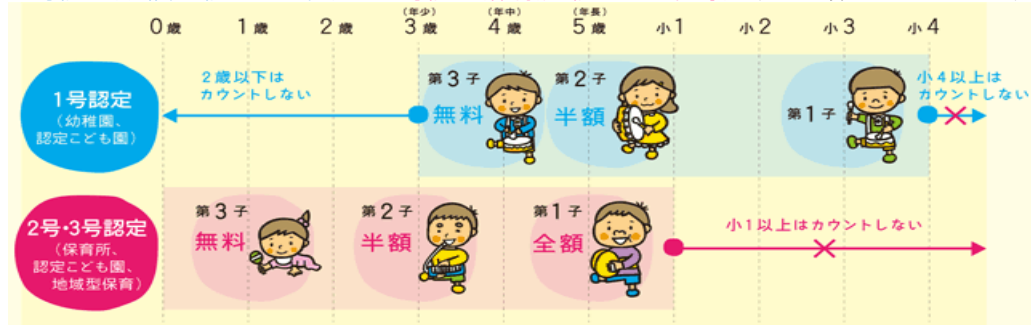
### ① 保育料は保護者の所得(市町村民税所得割課税額等)をもとに算出されます。

※施設によっては、基本となる保育料のほか、スクールバス代などの実費負担や、各施設が同時に質の向上を図る上で必要となる追加の負担額が生じる場合があります。

### ② 多子世帯やひとり親世帯等については、保育料の負担軽減があります。

〈きょうだいを利用する場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。〉

1号認定(幼稚園・認定こども園)と2・3号認定(保育所・認定こども園等)で多子計算のカウント方法が異なります。



〈年収約360万円相当の世帯の場合、軽減措置が拡充されます。〉



※生活保護世帯や、ひとり親世帯等で市町村民税非課税世帯の場合は、第1子から無料です。

【保育料の詳細については、お住まいの市町村にご確認ください。】

## よくある質問

Q. 認定こども園は教育・保育を一体的に行う施設とありますが、具体的に、どのように教育・保育がなされるのですか？

A. 3歳以上の子どもについては、保育を必要とする2号認定の子ども(保育所の利用対象の子ども)と、それ以外の1号認定の子ども(幼稚園の利用対象の子ども)とが、基本的に同じクラスで教育・保育を受けます。この教育・保育は、小学校就学までの発達の連続性や生活リズムの多様性に配慮した内容です。

Q. 保育標準時間認定(最大11時間)を受けると、子どもを預け始めた時間から最大で11時間は、追加料金なしで子どもを預けることができますか？また、11時間を超えて子どもを預けることはできるのでしょうか？

A. 保育標準時間認定の場合、各施設・事業者が定める「通常保育を行っている時間帯」の範囲内であれば通勤・就労に応じ、必要な範囲で最大11時間まで追加料金なしで子どもを預けることができますが、どの時間からも11時間は追加料金なしで利用できるということではありません。施設が定めた通常保育時間を超える場合は、延長保育をご利用いただき、別途延長保育料を負担していただく必要があります。(ただし、利用している施設が延長保育事業を実施している場合)。

【例：(本園の場合)通常保育を行っている時間帯を7時30分～18時30分までの11時間に設定しているのので、子どもを8時から預ける場合、毎月の保育料の範囲で保育を受けることができるのは18時30分までとなります。子どもを19時まで預ける場合、18時30分～19時は延長保育(追加料金200円/1回)となります。】

※ 保育短時間認定(最大8時間)の場合は7:30～8:30、16:30～18:30が延長保育となります。

